

平成30年第6回与論町議会臨時会

会 議 錄

平成30年11月16日

与 論 町 議 会

平成30年第6回与論町議会臨時会会議録

平成30年11月16日（金曜日）午後4時4分開会

1 議事日程

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第51号 与論町庁舎建設事業契約の締結について

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（2人）

町長 山元宗君 総務企画課長 沖島範幸君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 川田美知瑠君

開会 午後 4 時 4 分

○議長（福地元一郎君） ただいまから、平成 30 年第 6 回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1 番、遠山勝也君、6 番、町俊策君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

日程第 3 議案第 51 号 与論町庁舎建設事業契約の締結

○議長（福地元一郎君） 日程第 3、議案第 51 号、与論町庁舎建設事業契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 51 号、与論町庁舎建設事業契約の締結について提案理由を申し上げます。

与論町庁舎建設事業について、公募型プロポーザル方式により竹山建設グループ竹山建設株式会社 代表取締役 竹山博昭と事業契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 1 階に多目的ホールというスペースが設けてありますが、これはどういった形で使用されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これにつきましては特に町民の利活用を図るという点で整備しております。特に選挙の期日前投票、そして場合によっては避難所などいろいろな利活用が出来るかと思います。講演、小会議とかそういった町民を対象とした活

用ができないかということで整備する予定です。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 前にもクリーンセンターの件で多目的ホールというものが問題になつて返還という形もあつたかと思うのですが、なぜかというと国の見方とかいろいろな視点から言いますと當時活用されるべきものでなくては無駄ではないかと思われるのですが、あくまでも選挙関係などは防災センターを活用すればできるわけでありますし、避難関係とか職員の避難とかそういういろいろ司令塔のかたちもあると思いますが日常活用できるような多目的なものをできるかたちをとっていただきたい。これが一般的な町民の見方でありますし、やはりこういった空いたスペースをずっとあけ放しにすると税金の無駄遣いなのではないかというのが一般的な見方でありますから、今後そういう他のところで利用できるところは、その建物を利用していくだくという形をとったほうが財政的にもいいのではないかと思うのですがいかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） そちらのほうは建設検討委員会でも要求があつたのですが、今現在役場の会議室などはかなり埋まつてしまつて使えない状況もたくさんあつてそういうところで今回も会議室が小さいところもあって、ある程度小さな講演や鹿児島大学の講演などいろいろ検討しましたが、できるだけ町民から見てあまり使つていないということがないように、いろいろ利活用を図つていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町俊策君） 設計の段階でお願いをしていて、今の問題に関連すると思いますが、鹿児島大学と一緒にやっている地域活性化センターの設置についてはこれ以外にスペースをとっているのですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 鹿児島大学の活性化センターにつきましては宿泊ができる施設ということで会議室というのは沢山あるのですが、男性も女性も泊まれる部屋が別になっていてということだけが要求されているのでここでは少し難しいのではないかと考えています。今後あちこちに分散している課が一つになりますのでその跡を活用していくということで検討していければと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 先般、議会報告会をしましたら給料泥棒と言われまして、やはり私なんかは仕事をしていないと言われているように受け取つたのですよ、それで仕事をしなくちゃいけないなと思い手をあげたところです。まず第1点目に、この契約の根拠ですが、地方自治法施行令に167条の2第1項第2号が書かれていますが読んでみてください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回の全契約の理由としましては、地方自治法の167条の2第1項第2号ということで、これにつきましては不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをす

るとき。というふうになっております。

○議長（福地元一郎君） 5番

○5番（高田豊繁君） この項目は例えば与論町役場が土地を不動産を借りようとしているときとんでもないところでも良いということではないわけですよね、当然北側の野口才蔵先生の土地か、あるいは今の貞さんの土地か、この二つしか用地買収すると思ったないわけです。ですから、第2号に合致するわけですね。それから物品の製造、これは限定されるわくですから、たとえば役場の公用車はセドリックを使っていますよね。これエンジンを乗せかえるのは日産でないとできない。ところがタイヤなどはブリヂストンでも横浜タイヤでもできるわけですよ。このものでないとだめというものがあるでしょ、その場合は今第1項の第2号なんだけど、高い技術力で抱負な経験を有する事業者を選定するためということになれば当然これは競争入札にふさわしくないと見られるわけですが第4項の第6号の中に競争入札に付することが不利と認められること、というのがあるのです。僕はこれが正しいのではないかと思うのです。それと第2点目に、見積執行調書の予算額等々の比較を見させてもらったのですがこの予算は確かに提案価格の範囲内に入っているわけですよね。予算が8億6319万4000円で提案額が8億6315万6000円で40000円くらいの差はあります、見積額がこれに対して実際見積り書というものを出しますよね。今出されているのが8億5917万円だったと思います。そうすると、町長は与論町契約規則の中で契約担当者となっているのは町長しかいないわけです。町長でしか予定価格を決められない、そうすると今の請負契約の条例が提出されているこの金額を見てみますと契約金が8億5917万円ということで、業者さんの言い値、要するに業者さんが言った値段で契約をしているということになるわけです。普通競争入札するにしても随意契約するにしても95%くらいが普通ですよ。与論町の最低価格は10分の7になっていますがこれは言い過ぎだとして10分の9、あるいは10分の9.5くらいだったら妥当だったと思う。99.54%これはまったく随意契約で、町長が予定価格をどのように査定して契約の設定をしたのかによってということなのですよ。町長以外は誰も口出しできない専権事項ですので、8億5917万円はそのまま採用したという根拠は何ですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） まず第1点目についてですが、第2号ではなく第6号ではないかということではありますが、第2号の解説の中でプロポーザル方式等の競争ないし比較協議により契約の相手方をあらかじめ特定した場合は本号による随意契約が許されると解されるという内容が示されておりまして、これは県にも確認しながら随意契約の条文はどれに該当するのか確認をして進めてきたところでございます。それから今回の設計施工型プロポーザル方式につきましては、要求する文書、通常であれば設計して工事の入札をするのですが今回の場合は文字の羅列というか要求水準書でしか出されていない案件でございますこの方式はですね。ですので最初から企画は金額を示しているということでその中でどういったものをつくっていくかという提案型の価格競争ではなくてそういう形になっております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ということは、この8億5917万円については通常工事については予定価格は公表していますよね。開示しますよね、入札の場合はですよ。工事についてです。これを最初に示したということですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） そういうことです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そうしたらもう1社しかないからこの予定価格が8億5917万円で設定したという訳でしょ。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） その予定価格に対して8億6315万6000円ということで、ちょっとその辺は再度確認して書類のほうはまた報告させていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ですから、対局的に私が申し上げたいのは業者さんというのは1社しかないわけだから、自分の言い値を申し出るわけですよ。そうするとそれに対して町は査定をしてこれでどうですかというのが予定価格ですよね。随意契約にしても何にしても見積りに対して予定価格を決めるというのはそういうことなんですよ。だからそれが業者の申し入れた提案した値段に限りなく近いということが問題だと言っているんですよ。そこを決められるのは町長しかいないと。契約担当者は町長でありますから。それに対してある程度のアドバイスはできるかもしれないが、これが低すぎたと僕は言っているのです。これから限りなく予算を使う訳だから、下の駐車場、あるいはまた道路ですね。そういうことで、せめて95%くらい折れて価格を下げて、その業者さんが示したその金額からそのくらいは下げて予定価格を設定して見積もり執行をしていただければ一番よかったのにということで大変後悔しておることを申し上げたいのですよ。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これにつきましては、最初要求水準書ということでいろいろな文字で書かれている中からどういうものをつくっていくかというのを予算の範囲内でそういう設計をしていくということで最初から私達が出した要求水準書ではまったくこの金額ではできないという状況からだんだんと寄ってきたのではあります。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ですから、その入札執行あるいは見積り執行というのはですね再入札、再見積りというのがあるのですよ。本当にできないのだったら契約事態を遠慮するわけだから。限りなく業者さんにお願いをするかたちでその予定価格にちかい契約金額を下げるというのが行政が町民から負託された責任なのです。ただ議会はこれを契約締結する権限を持っているだけの話であって入札執行あるいは随意契約の見積もり執行というのは町長にあるわけだから、だから先ほど議長が議事録に残るのは議会だとおっしゃいましたが、やはりそういうこともありますのでこれはちょっと残念だったなということで、そういうことを言っている。95%くらいはいけるかなと思っていました。95%だったら4000万円からダウンしますから。これはもうちょ

っと後手にはなりますが。町長から一言どうぞ。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。我々はどういったものを町として入れたいのかということを一生懸命それを考えていて向うから、いやそれを削りたい、いやこっちは入れたいというようなことで施設設備のこといろいろ駆け引きをしたわけなのですが予算に関しては確かにおっしゃる通り 95%以上あまりだったということで大変申し訳なかったと思っていますが。今後また検討して頑張って参りたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ひとつまたそういうこともございますので、これからまた随意契約だからということでですね、業者さんの申し出るような金額のレール、ベースに乗らないようにひとつ善処方をお願いしたいなと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに。2番。

○2番（沖野一雄君） 1点目は、以前の住民説明会での説明で、資料の3ページの契約方式のところで2年契約で8億4319万円以下にしますよという説明でした。請負契約ですね。それは全額含めてということではなくて、建設とか備品とかだけの話だったのでどうか確認させてください。要するに8億4319万円以下でしますよと言ひながら実際の仮契約の契約額は見積額の8億5917万円になっているかと思いますがそこの数字の確認です。どうしてそうなったのかというところを説明いただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回住民説明会を2回やっております。最終の2回目のときに2000万円の追加をお願いしたいということで、これまで消防車庫の件だとか外壁の件だとかがどうしても必要だということでこれは、町民に約束したこととは違うということで再度2000万円を増額する住民説明会をもって一応御理解いただいたところで2000万円アップしたということです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは7月の説明のときの追加予算の2000万円がプラスされてこのような数字になった訳ですね。わかりました。次に移りたいと思います。この契約の締結についての説明資料の中でですね、予算額との比較というところで提案価格というところがありますよね、その提案価格というのはプロポーザルの結果相手方から提案された数字という意味ですか、それともこちらから提示した価格という意味ですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これは業者からの提案ということになります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ということは、先ほどの高田議員の疑問ともちょっと重なってきますが結果的に提案価格は8億6315万6000円であったということでしたけれども相手方との交渉の結果ですね、相手から出てきた見積額というのが8億5917万円ということで約399万円くらいですかね、それだけ安くすることができたとい

うふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　はい、そのとおりです。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　それでは改めてお聞きします。金額は400万円弱安くはなりましたが、先ほど高田議員からも質問がありましたけれどもここには予定価格が載っていないわけなのですが、予定価格の範囲内で決まったという交渉の結果こういうことになったのでしょうかけれど、この金額がはたして安かったのか上がったのかと言われれば我々としては金額は相当な金額ですのでやはり予定価格との比較はこの数字ではできませんが、高い数字で約束してしまったんだなというのが正直な印象なのですが、町長にお伺いしたいのは、実際公募という名前でしたのですが結果的には1企業体、コンソーシアム（共同事業体）という形で1業者だけしか公募がなかった。結果的に競争原理が働きにくいという結果になった訳ですけれど町民に対して当然説明責任はある訳ですが、費用削減効果というものが低かったのではないかという疑問がどうしてもぬぐいきれないところなのですがそこはどう考えていますか。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　この価格を示して公募した段階で1グループしか契約の申し入れがなかったということで、再度また公募するかいろいろなことを検討しましたが、1グループでも来て下さったのでそれで契約できればいいなということが正直な気持ちでございました。その後、いろいろな金額の検討の件におきましては、我々は町民に使いやすい親しみやすい庁舎をどうしてつくっていけばよいかというふうなことに非常に私のほうは関心を向けまして、予算額よりも低く抑えられればいいのではないかという気持ちが強く働いてしまったということは申し訳なかったと思うことですが、できるだけ中身のよいものを利用しやすい庁舎をつくっていきたいと考えております。以上です。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　結果としては、今は仮契約の段階ですけれどもかなり高い金額で契約をせざるを得なかったということは1つの反省点として、議会の我々もちょっと残念ですけれども、是非しっかりこれからもどのようなリスクが出てくるかもわかりませんし、変更契約も出てこないとも限りませんのでその辺りのアフターをしっかりといただきたいとお願いしたいと思います。それと確認なのですがようするに東条設計の設計業務、それからグループの建設施工にあたるグループ、それから管理業務ということで、設計と監理は東条設計さんがされるという説明でした。建設のほうはまたグループがされるということでこの3社を分けて契約をするという覚書を取り交わしたということでその狙いの説明、それぞれの責任、役割分担のあり方をどのように考えているか確認をしたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　本体工事につきましては竹山建設と株式会社ムトウさん、あと後ろの倉庫などについては大和リースというある程度建物設備において業者を振り分けているところであります。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと説明が足りなかつたかのように思うのですが、角度をかえて随意契約の理由の中に先ほども高田議員からありましたけれども、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を選定するということで、例えば設計については東条設計さんですかね、設計と監理とを両方とも一括して行っていくということですので非常に有名な設計会社ですので大丈夫だと思うのですが、高い技術力と豊富な経験を有する事業者というところでいえば、例えば設計業者さんについてはどのような技術と経験を持っていらっしゃるのですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私の知っている範囲内においては、鹿児島県内でもかなり技術力が高い設計業者であると認識しております。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私が申し上げたことと今の回答のところでは公募の段階で相手がでてきた段階でしっかりあったと思うのですがそこの確認でした。あとですね、これから工事を始めるといろいろなリスクが出てくると思うのです。例えば予想していかなかった台風であったり地震であったりとか、あるいは地中から変わったものが出てきたとか、動かせない硬い岩盤があるとかやわらかい地盤があるとかですね、いろいろなリスクが想定されるわけですが、そういったそのリスクの分担というところもあるのですが、そのあたりも契約書の中にしっかりとうたっていいくのか、あるいはこれから明示していくのか、そのあたりの考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 契約上でできるところ、特に瑕疵担保については明記をされているところです。また自然災害とか甲乙で責任がどこにあるかというか、自然災害などについてなどは特にそういったことになるかと思いますが、そこら辺は明記してございます。ただそのへんは工事して例えば土で見ていたのが岩が出たということになるとそれはやはり設計変更になるのかなと考えております。リスクに関しては自然災害、当初設計にないものが発生してきた、つくったものが被災したなどは契約書の中に明記しております。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今回答いただきましたのは、一般的な建設契約の際に当然決めておかなければいけないことですので、しっかりとやっていただくということでよろしくお願いしたいと思いますが、今瑕疵担保責任という言葉が出ましたので、例えば来年の1月30日に工事が無事に終わって完成して引き渡しがありますよね。その引き渡しが終わったあとに免震ダンパーというデータをごまかしながら実際はそれだけの強度がないのに使われてしまったなど、瑕疵が後からでてきた場合にしっかりと担保していく。5年とか10年の補償期間ですよね、そういったのをしっかりと規約というか約束事をしっかりとうたっていただいてアフターをしっかりとしていただきたい。今いろんな事件が起きていますから、そのあたりしっかりと万全の態勢で発注者側はしっかりとしていただきたいというのが気持ちなのですが、そのあたりの考え方方は。できれば町長からでもお答えいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） その点につきましては、うたえるところはずつとうたっていただいております。また瑕疵担保につきましては言われるように期限をきってちゃんと工事責任者が負えるようにしていきたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 期間も2年とか3年とか短いものではなくて最低でも5年とか10年とか、そういった考え方では非長期間に渡って、しっかり頑丈な庁舎ですのでそのあたり適正な期間をとつてできるだけ長期間、瑕疵担保責任がしっかりはたせるようになら約束をしていただきたい。最後に恐らく今からいろいろなリスクが発生する可能性もあるかと思います。設計変更などもでてくると思うのですが、発注者側の執行部としてはしっかり勉強していただいて事前に勉強していただいて相手側に丸め込まれないいうようにしっかり高い洞察力、技術力といった能力を磨いていただきながら設計管理業者とあるいは施工業者と密に連携をとつていただいて、それに現場にも足を運んでいただいてしっかりフォローをしていただいて町民の負託に答えていただきたいと思います。町長お答えをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。できるだけ邪魔にならない程度に皆と話をしながら、あるいはいろいろ検討しながら進めていきたいなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 最後に1点だけお聞きしたいと思います。建物の中に案内所、または掲示板とかが必要だと思いますが、新しい課ができますから、やはりどこの課がどこにありますよという、そういった案内する係は考えておられるかお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 各課の案内板については、はっきりわかるように掲示しております。ただ窓口でこちらですよという案内については町民福祉課とかで対応を考えていきたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 町民福祉課で、対応すると思いますが、町民福祉課が明るく笑顔で接することが一番大事だと思うのです。今現在の町民福祉課はちょっと暗いですね。町民が言うものですから。ですので町民福祉課だけは明るく、にこにこと笑顔で業務していただきたいと思います以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 新庁舎にいかれたら、心も一転して、町民福祉課だれだれと自分の名前を言ってできるようにすれば、怒りたいと思って電話しても怒るわけにいかないなということが働くわけです。話も詳しくできるような気がしますので、できたら総務企画課沖島ですと言わいたら相手も非常に安心して100の文句も20くらいしか言えないですよ。だからできたらそのようにしていただいたらいいかという提案ですね。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

○議長（福地元一郎君） お諮りします。

議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したい
と思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、与論町庁舎建設事業契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、与論町庁舎建設事業契約の締結については可決されま
した。

----- ○ -----

○議長（福地元一郎君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第6回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後4時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 遠山勝也

与論町議会議員 町 俊策